

第2章 学校施設の複合化の在り方

学校設置者は、学校施設の複合化に当たり、地方公共団体の公共施設関係部局と連携し、教職員や児童生徒、保護者、地域住民などの関係者の意見を取り入れつつ、地域の実情や以下のことを踏まえ実施することが重要である。

この地域に根差した学校施設の複合化の実現に向けたプロセスを通じて、関係者が学校や地域の課題を共有し、その解決に向けて検討していくことは、質の高い学習環境の実現、さらには、地域コミュニティの強化、ひいては、地域の振興・再生へとつながっていくものである。

1. 基本的な考え方

(1) 学習環境の高機能化・多機能化

学校施設の複合化に当たっては、教育内容・教育方法等の変化に対応し、多様な学習内容・学習形態の導入を可能とする高機能かつ多機能な学習環境を整備することが重要である。特に、他の公共施設等と併設しているという特徴を生かし、単独の学校の施設整備では困難な他の公共施設等が所有する高機能な施設機能を共有したり、学校教育に利活用できる施設計画とすることが重要である。

(2) 児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流

学校施設の複合化に当たっては、児童生徒が、幼児への思いやりや高齢者への尊敬と感謝の気持ちを育むなど、豊かな情操と道徳心を培う観点から、児童生徒が幼児や高齢者など多様な世代と交流したり、互いに活動する様子を目にすることで繋がりを感じたりできる施設計画とすることが重要である。このことは、幼児にとっては、児童生徒への憧れの気持ちが成長のきっかけに、高齢者にとっては、生きがいや健康づくりにも寄与するという観点からも重要である。

(3) 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化

学校施設と社会教育施設等との複合施設は、単独の学校施設の場合に比べ、日常的に地域住民などが集い、学習活動等を通じて地域のコミュニティを形成する、まちづくりの核としての役割や、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことが求められる。このため、多様な人々が生きがいをもって生活を送ることができる地域の生涯学習やコミュニティの拠点として、避難所としての防災機能の確保、ユニバーサルデザインの採用、バリアフリー対策の実施など施設の安全性を高めるとともに、学校施設として相応しい景観にも配慮することが重要である。

(4) 学校の教育活動等を支える専門性のある人材の活用

学校施設の複合化に当たっては、地域住民や他の公共施設等の関係者など、単独の学校施設の場合に比べ、多様な人々が集まるといった複合施設としての特徴を生かし、学校の教育活動や施設の管理等へ生かすことも併せて検討することが重要である。

特に、専門的な知識や技能を持った人材を学校の教育活動や課外活動などに取り

(案)

40 込むことや、施設の管理等について民間団体を活用したり、地域住民の協力を促したり
41 りするなど、学習環境の質を高めるとともに、教員の課外活動等を支援する手法につい
42 て検討することも重要である。

43 44 (5) 効果的・効率的な施設整備

45 近年の厳しい財政状況の中、地方公共団体においては域内の公共施設について、
46 老朽化対策をしつつ利用需要の変化等にも応じるため、最適化を図ることが必要とさ
47 されている。このような中、学校施設についても、より効果的・効率的な施設整備の手法
48 として、他の公共施設等との複合化や公民連携による整備手法等を検討することも有
49 効である。

50 また、公共施設の約4割は学校施設であり、その多くは地域住民が通いやすい位置
51 に立地し、構造体としても耐震対策がなされ堅牢であること等から、既存校舎や余裕
52 教室等を活用し、地域において需要のある公共施設等を整備することも、公共施設の
53 効果的・効率的な整備に資するという観点から重要である。

54 55 56 2. 域内の学校施設の計画に関する留意事項

57 (関係部局や地域住民との連携と情報の共有)

58 地方公共団体においては、平成 26 年4月に総務省より要請に基づき、域内のインフ
59 ラ全体における整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」を策定すること
60 とされており、併せて、同計画との整合性を図りつつ、域内の学校施設の長寿命化計画
61 (個別施設計画)を策定することが要請されている。¹

62
63 また、学校設置者は、学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定を通じて、
64 域内の学校施設の老朽化等の状況を把握し、公共施設関係部局と連携を深め、公共
65 施設に係る情報の共有を図ることが重要である。また、本報告で示している学校施設の
66 複合化の基本的な考え方や計画・設計上の留意事項等を公共施設関係部局や地域
67 住民等とともに十分把握した上で、学校施設と他の公共施設等との複合化という選択を
68 することが重要である。

69 < 検討体制の例 >

- 71 ■ 教育委員会施設整備担当課、学校教育担当課、社会教育担当課、教育委員
- 72 ■ 複合化する施設の関係部局
- 73 ■ 財政部局、地域政策部局、まちづくり部局、建設部局、防災部局等の関係部局
- 74 ■ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民
- 75 ■ 各分野の専門家(学校教育、建築、生涯学習、児童福祉、高齢者福祉など)

76 など

77

¹ 学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)の策定については、「学校施設の長寿命化計画策定
の手引(平成 27 年 4 月文部科学省)」が参考になる。

(案)

3. 個別の学校施設の複合化に関する留意事項

(1) 施設計画・設計上の留意事項

(複合施設の基本的事項の検討)

児童生徒数の将来の動向や教育方法等の変化等について予測・分析するとともに、地域特性、立地条件、既存学校施設の活用等を踏まえ、施設の種類、規模、計画諸室、利用形態その他の基本的な事項について基本構想及び基本計画の段階において十分かつ適切に検討することが重要である。

(適用法令と補助制度の把握)

複合化する学校施設と他の公共施設等は、同一の法令でもそれぞれの施設で適用関係が異なる場合も多いことから、法令の適用関係を確認した上で設計する必要がある²。例えば、建築基準法や消防法等の適用関係がそれぞれ異なる場合、少なくとも共同利用部分については、より厳格な方に併せて設計することが重要である。

また、学校施設はもとより、複合化する他の公共施設等の補助制度等の内容³を公共施設関係部局と連携し、把握しておくことが重要である。

(合意形成)

学校施設が他の公共施設等と複合化するという事は、互いに一定の敷地や空間等を相互利用・共同利用するものであることから、その計画段階から、事前に各施設の関係者の十分な理解と合意を得ておく必要がある。また、その具体的な計画立案に際しても、早い段階から教育委員会だけでなく、公共施設関係部局、学校関係者、地域住民やまちづくりに関するNPO法人等の関係者が、問題意識を持って、自ら主体的にアイデアを出すことで合意形成に至るように進めることが重要である。

【さいたま市】学校施設を核とした複合化検討ワークショップの開催

小学校の老朽化が進行する北校舎(築56年経過)の建替えを機に、周辺の公共施設との複合化を検討。施設計画の策定に当たっては、市民との協働によるワークショップを実施するなど、合意形成を図りながら計画を推進した。

<参加者> 22名(公募市民、地区の市民、公共施設マネジメント会議市民委員など)

<プロセス>

基本プログラム	STEP1 目的確認 (キックオフ)	STEP2 先進事例の視察 (情報収集)	STEP3 対象施設での検討 (アイデア出し)	STEP4 計画案の共有
	内容 参加者の自己紹介 ワークショップ説明 ミニワークショップ 公共施設再編説明	内容 事例視察 イメージづくり 参加者交流 情報交換 意見交換	内容 対象施設視察 問題の共有 再編対象の共有 計画案の検討 計画案の提示	内容 計画案説明 計画案再検討 意見交換 (施設職員と) 感想発表 (今後のこと)
	手法 アイスブレイク	手法 フィールドワーク ロールプレイ	手法 フィールドワーク シミュレーション (デザインゲーム)	手法 ディブリーフィング
	第1回	第2回 オプション	第3回 第4回	第5回

情報発信: ニュース発行、Facebook、パブコメ、パブリックミーティング、シンポジウム



市の取組の説明



意見交換



ミニワークショップ

さいたま市公共施設マネジメント: <http://www.city.saitama.jp/006/007/014/014>

² 学校施設及び学校施設と複合化が考えられる主な公共施設の関係法令等は「参考1: ○頁」が参考となる。

³ 学校施設と他の公共施設との複合化に活用できる国庫補助等の内容は「参考2: ○頁」が参考となる。

(案)

116 (配置計画)

117 複合化する学校施設と他の公共施設等におけるそれぞれの活動が相互に支障なく
118 行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用が円滑に行われるためには、複合化
119 する各施設の専用部分及び共同利用部分の配置計画を、その敷地条件、施設種類、
120 施設規模、利用形態等に留意して適切に策定することが重要である。

121

122 特に、共同利用部分については、各施設の利用者が十分に利用できるよう、その
123 空間構成、規模、各専用部分との連絡等に配慮することが、専用部分については、他
124 の施設との相互利用を考慮に入れた配置計画とすることが重要である。

125

126 さらに、学校施設専用部分については、地域住民に開放する部分及び学校教育に
127 のみ利用を限定する部分の配置を、学校の教育活動への影響も考慮しながら適切に
128 計画することが重要である。

129

130 (空間構成)

131 複合施設においては、立体化等により空間構成が複雑となる結果、各施設のそれ
132 ぞれの機能に支障を来す場合もあり得る。このため、複合化する各施設を施設ごとに
133 一体として配置し、機能的にも分断されることのない空間構成とする必要がある。

134

135 そのため、各施設の専用部分は平面的かつ立体的にできるだけまとめて計画するこ
136 とが重要であり、特に学校施設については、学校教育上、特に教室等の居室部分と運
137 動場や屋外教育環境部分との一体性を確保することが重要である。

138

139 さらに、建物を高層化する場合は、屋外運動場等の屋外までの経路が長くなることも
140 想定されるため、屋上や校舎内に十分な運動スペースを設けることや避難経路の確保
141 等に留意し教育環境を損なわない計画とすることが重要である。

142

143 (居室環境)

144 複合施設においては、単独施設の場合よりも施設の規模が大きくなることが多く、室
145 数や階数等も増加する傾向がある。このため、施設設計自体が複雑なものとなり、教室
146 その他の居室の居住性が損なわれる場合もあり得る。従って、成長過程にある児童生
147 徒にとって良好な学習環境を保持するためには、各室の明るさや、温度、湿度、面積、
148 形態、構造等に留意して整備することが重要である。

149

150 また、各施設の諸活動に伴い発生する騒音、振動等が他の施設の機能に影響を及
151 ぼすことがある。このため、例えば、他の公共施設等の活動から発生する騒音等が学
152 校の教育活動に影響を与えないよう、また、逆に、学校施設の音楽室や運動場等から
153 発生する騒音等が他の公共施設等の諸活動に影響を与えないよう配慮して計画する
154 ことが重要である。

155

(案)

156 (2)施設管理上の留意事項

157 複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、各施
158 設ごとに利用形態が多様化し、利用の長時間化等が進むこととなる。このため、学校の
159 教職員をはじめとする各施設の職員に過度の負担がかかることのないよう、施設計画
160 の初期の段階から、施設管理の責任について、各施設所管部局と調整して明確にし
161 た上で、利用内容に応じた総合的な施設管理が可能な組織や運営方法を検討し整備
162 していくことが重要である。

163

164 (各施設の利用条件や施設管理の役割分担等の明確化)

165 複合化する各施設間の相互利用・共同利用を円滑に進めるためには、各施設の設
166 置条例やその施行規則等において、利用内容や利用条件に応じた規定を整備する
167 必要がある。また、各施設ごとの管理の役割分担については、必要に応じて事務の委
168 任等の手続を行い、権限と責任の所在を明確にしておくことが重要である。

169

170 (各施設間の連絡協議のための組織の設置)

171 複合化する各施設の諸活動が相互に支障なく、かつ、円滑に実施されるためには、
172 施設間の相互利用・共同利用、利用時間帯の調整、共同利用部分の維持管理、共通
173 事務の処理等について、複合施設全体として十分な調整が行えるようにすることが重
174 要である。このため、各施設の責任者、実務担当者等から構成される連絡協議組織を
175 設置し、定期的又は随時の情報・意見の交換、連絡・協議等を行うことが重要である。

176 また、各施設に共通する事務、具体的には施設・設備の維持保全、空気調和・電気
177 その他の機器設備の管理運転、家具、その他の物品管理、施設使用料の受入れ、施
178 設の使用申込みの受付や利用相談への対応等を一元的に処理することも有効であ
179 る。

180

181 (施設利用者の意見の反映)

182 学校施設と他の公共施設等との複合施設は、地域コミュニティの拠点となることが期
183 待されていることから、各施設の利用条件等について利用者の意見を反映するなど、
184 利用しやすいものとすることが重要である。

185

186 (各施設の専用部分や共同利用部分の管理区分の明確化)

187 複合施設においては、複合化する学校施設とその他の公共施設等の専用部分、共
188 同利用部分の各施設間における管理区分を明らかにし、特に共同利用部分における
189 管理責任の所在を明確にしておくことが重要である。また、専用部分及び共同利用部
190 分の管理区分については、面的な区分だけではなく時間帯による区分も検討するとと
191 もに、屋外環境・屋外設備等についてもその管理区分を明確にしておくことが重要で
192 ある。

193

194 (施設ごとの会計区分を踏まえた電気・ガスなど設備系統区分への配慮)

195 複合施設においては、各施設ごとに会計区分を明らかにし、かつ、光熱水等のエネ

(案)

196 ルギーを効率的に使用することが求められることから、電気、電話、ガス、上下水道等の
197 使用量を各施設ごとに把握するとともに、空気調和、照明等の建築設備を区分別に運
198 転できるようにしておくこと等が望ましい。このため、建築設備の設計に当たっては、以
199 下の例を参考にするなど、経済性も考慮しながら実施することも有効である。

200 <具体例>

201 ・各施設の専用部分及び共同利用部分について、それぞれ別々に配線、配管等の
202 系統を設定する。

203 ・電力量計、量水器、課金装置等の計量機器を系統ごとに設置する。

204 などの

205

206 (施設管理業務の外部委託)

207 複合化する各施設を効率的に管理するため、清掃、警備等の業務は、必要に応じて
208 民間企業等に委託することも考えられる。この場合においても、各施設の施設機能に支
209 障が生じないよう、各施設の関係者の意向を十分反映し、その利用形態に対応した内
210 容の委託契約を締結することも有効である。

211

212 【10. 市川市立市川第七中学校】

213 複合施設(中学校・給食室・公会堂・保育所・ケアハウス・老人デイサービスセンター)を
214 2つのPFI事業※に分けて同時進行で進め、1棟の施設として整備

※2つのPFI事業…①中学校・給食室・公会堂・保育所整備PFI事業
②ケアハウス・老人デイサービス整備PFI事業

216 ○PFI導入の主な目的と効果

217 ・財政負担の軽減・平準化(市の想定より整備費を約26%削減)

218 ・地域の核となる施設として「ふれあい・交流」というコンセプトの実現をPFI手法に
219 より民間事業者の創意工夫により実現。

220 ・2つのPFI事業を同時進行し、1棟の建物に整備することで、各施設整備により事業者
221 の資金やノウハウを生かし、運営や維持管理の質的な向上、施設整備費の提言やライフ
222 サイクルコストの縮減を実現

222 ○PFI導入の課題等

223 ・PFI導入のための契約手続の煩雑さや予算不足等から、市主体の事業よりも契約成立
までに約1年長くかかった。



設備の調った文化ホール



5施設を一体的に整備した
大規模な複合施設

(案)

224 (3)安全性の確保のための留意事項

225 (事故防止)

226 複合施設においては、共同利用部分はもちろん、専用部分についても相互利用に
227 より児童生徒、地域住民等の多様な人々が利用することとなるため、建物の各部の設
228 計に当たっては、細部に至るまで、事故の発生の防止等、その利用形態に対応した安
229 全性を確保することが重要である。

230 <具体例>

- 231 ・車の出入りが多い場合、児童生徒と車が接触しないように、人と車の敷地内への出
232 入口を離して設けたり、動線が重ならないように計画する。
- 233 ・老人デイサービスのような、車での送迎がある施設は、利用者の送迎時間と児童生
234 徒の登下校時間をずらすように調整する。
- 235 ・建物内での児童生徒と地域住民の利用動線が交わる場合には、衝突事故防止の
236 ための標識を設ける。

237 など

238

239 (防犯機能の確保)

240 複合化する学校施設と他の公共施設等とは、利用者、利用方法、利用時間帯等
241 の利用形態がそれぞれ異なることから、防犯上の様々な配慮が必要とされる。特
242 に、外部からの来訪者を確認できるよう、敷地内や建物内、外部からの見通しを
243 確保し、死角となる場所がなくなるよう視認性を確保するとともに、敷地や建物
244 など、どの範囲をどう守るのかという領域性に留意した施設計画とすることが重
245 要である。

246 <具体例>

- 247 ・施設の出入口の周辺に受付やモニターテレビ等を設け来訪者等の出入りが把
248 握できるようにする。
- 249 ・機械設備による防犯システムを導入し、窓等の状態監視・施錠管理等を適切
250 に行う。
- 251 ・エレベータの扉にガラス窓を設け密閉性を排除する。

252 など

253

254

255

256

257

258

259



260 小学校のテラスと図書館の入口が
261 近接する2階には警備員が常駐
262 (志木市立志木小学校)



260 指定管理者が常駐する受付を設置
261 (かほく市立宇ノ気中学校)

262

263

(案)

1 第3章 国による支援策

2 国は、設置者による学校施設の複合化の取組が、学習環境の向上はもとより、地域コミュニティの強化、さらには地域の振興・再生にも資するよう、以下の方策を講じることにより
3 支援していくことが必要である。
4

6 (1)学校施設整備指針における学校施設の複合化関連規定の充実

7 文部科学省は、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した学校施設整備指針
8 を学校種ごとに策定し、地方公共団体等の学校設置者に示している。

9 本報告を踏まえ、学校施設整備指針における学校施設の複合化に係る規定を充実
10 させる必要がある。
11

12 (2)関係府省との連携による本報告の公共施設関係部局等への周知

13 文部科学省は、地方公共団体における学校施設の複合化の実施に当たり、教育
14 委員会内だけではなく、公共施設関係部局等と連携した上で、本報告で示した学校
15 施設の複合化に関する基本的な考え方等に留意して進めていくことが重要であること
16 から、公共施設を所管する関係府省と連携して、本報告の周知を図っていく必要がある。
17
18

19 (3)既存学校施設を活用した複合化に係る財産処分手続の簡素化

20 文部科学省は、設置者による既存学校施設を活用した複合化を支援する観点から、
21 余裕教室を放課後児童クラブなどに転用する場合の財産処分手続について、簡素化
22 を図っていく必要がある。
23

24 (4)学校施設の複合化に資する計画・設計プロセス構築の支援

25 文部科学省は、設置者による学校施設の複合化のための基本計画の策定などに
26 おいて、教職員、保護者、地域住民等の関係者が参画した委員会やワークショップ
27 等を設置し、必要に応じて教育や建築の有識者の協力を得ながら、関係者との合意
28 形成を図っていく施設の計画・設計プロセスの構築に資する取組について支援する
29 必要がある。
30

31 (5)学校施設の複合化の好事例の普及啓発

32 文部科学省は、学校施設と複合化する公共施設の種類に応じて、学習環境の向
33 上や地域コミュニティの強化に寄与した施設の設計・計画及び施設管理に関する好
34 事例を収集し、研修会等を通じて設置者等に対し広く普及啓発を図っていく必要が
35 ある。また、好事例の表彰など、地域に根ざした高機能で多機能な学校施設づくりの
36 機運を高めるための取組を行うことも必要である。

(案)

参考資料

- 参考1 学校施設及び学校施設と複合化が考えられる主な公共施設の関係法令等**
- ・公共施設の目的や設置等について規定する法律の条文
 - ・施設の設置基準等
 - ・学校施設及び児童福祉施設等に係る建築基準法関係の留意点
 - ・学校施設に独立した用途部分（児童福祉施設等）が混在する場合の消防法令上の取扱い
- 参考2 学校施設と他の公共施設との複合化に活用できる国庫補助等**
- ・公立学校施設の大規模改造（余裕教室）事業
 - ・公立学校施設の地域・学校連携施設整備事業
 - ・公立学校施設の財産処分の手続
 - ・学校施設と複合化が考えられる公共施設に関する主な補助制度等
 - ・公共施設最適化事業債等について
- 参考3 学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について(概要)**
- 参考4 学校施設の在り方に関する調査研究について**
- 参考5 学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会について**
- 参考6 学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会の審議の経過**

学校施設及び学校施設と複合化が考えられる主な公共施設の関係法令等

公共施設の目的や設置等について規定する法律の条文

■学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

学校施設

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 （略）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。（以下略）

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用さ

せることができる。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三～六 （略）

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八～十九 （略）

■社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）

図書館 博物館 公民館

（図書館及び博物館）

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するこ

(案)

とを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

■図書館法（昭和25年法律第118号）（抄）

図書館

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

■博物館法（昭和26年法律第285号）（抄）

博物館

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、

芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 (略)

(設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成24年法律第49号)（抄）

劇場 **音楽堂**

(定義)

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等に

(案)

より、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 (略)

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

■スポーツ基本法(平成23年法律第78号)(抄)

スポーツ施設

(スポーツ施設の整備等)

第12条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

保育所

児童館

放課後児童クラブ

第6条の3 (略)

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～5 (略)

6 この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満三歳児以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8 (略)

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その

(案)

他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

11 (略)

12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼

児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合(以下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者(以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

13~14 (略)

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 (略)

(案)

第34条の8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3～4 (略)

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3～7 (略)

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項に

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設保育所、及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、(中略)において同じ。）を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5～7 (略)

第39条 保育所は、保育を必要とするその乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育することを目的とする施設（利用定員が20人以上である者に限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

(案)

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

■老人福祉法(昭和38年法律第133号)(抄)

老人デイサービスセンター

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

(施設の設置)

第15条 都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。

3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第16条第2項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(老人デイサービスセンター)

第20条の2の2 老人デイサービスセンターは、第10条の4第1項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を合わせ、第5条の2第3項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

■身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(抄)

身体障害者福祉センター

(施設)

第5条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

2 (略)

(施設の設置等)

第28条 都道府県は、身体障害者社会参加支援

(案)

施設を設置することができる。

- 2 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。
- 3 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。
- 4 身体障害者社会参加支援施設には、身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 (略)

(身体障害者福祉センター)

第31条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

■地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

その他

- 第4条** 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
 - 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二～八 (略)

2 (略)

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産

(案)

である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団

体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 （略）

6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。

9 （略）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用

(案)

することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の

承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(案)

施設の設置基準等

- ・ 小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kouki_jyun/1290242.htm
- ・ 中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kouki_jyun/1290243.htm
- ・ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm
- ・ 公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文部科学省告示第112号）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19591228001/k19591228001.html
- ・ 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年文部科学省告示第165号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282457.htm
- ・ プールの安全標準指針（平成19年文部科学省・国土交通省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000046169.pdf>
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23F03601000063.html>
- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第46号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11F03601000046.html>
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11F03601000037.html>
- ・ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15F19001000021.html>

学校施設及び児童福祉施設等に係る建築基準法関係の留意点(※1)

	学校	児童福祉施設等	
		保育所(※2)	老人デイサービスセンター
22条地域の外壁や軒裏の防火措置 (法第24条)	22条地域では、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とすることを要求。	(適用外)	
用途による界壁や間仕切壁の準耐火構造要求 (法第36条、令第114条)	防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達するようにすることを要求。 (日本建築行政会議では、「教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路を区画する壁」として運用)	防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達するようにすることを要求。 (日本建築行政会議では、「病室、就寝室等の相互間の壁で、3室以下かつ100㎡以下に区画する壁及び避難経路を区画する壁」として運用)	
	ただし、以下のとおり、建物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)は規制を適用除外とする。 ・床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 ・床面積100㎡以下の階又は床面積100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分で、各居室に煙感知式の住宅用防災機器又は自動火災報知設備が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室の出口から屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に、歩行距離8m(内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが壁及び常時閉鎖式の戸等で区画されているものであること ②各居室から直接屋外等に避難ができるものであること		
用途による耐火建築物等要求 (法第27条、法別表第1、令第115条の2の2)	・3階建以上 ・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上	3階建以上 ・当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上	
廊下の幅 (法第35条、令第119条)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のものの廊下の幅は、両側居室の場合2.3m、片側居室の場合1.8m	3室以下の専用のもをを除き居室の床面積の合計が200㎡を超える階における廊下の幅は、両側居室の場合1.6m、片側居室の場合1.2mとすることを要求。	
居室から直通階段までの距離 (法第35条、令第120条)	主要構造部が準耐火構造又は不燃材料:50m (さらに、当該居室及び避難経路の壁・天井の内装を準不燃材料としたものは60m) その他 :40m	主要構造部が準耐火構造又は不燃材料:50m (さらに、当該居室及び避難経路の壁・天井の内装を準不燃材料としたものは60m) その他 :30m	
2以上の直通階段 (法第35条、令第121条)	<5階以下の階(避難階の直上階)> 主要構造部が準耐火、不燃:400㎡超の階 その他 :200㎡超の階 <5階以下の階(その他の階)> 主要構造部が準耐火、不燃:200㎡超の階 その他 :100㎡超の階 <6階以上の階> 主要構造部が準耐火、不燃:居室200㎡超の階 その他 :居室100㎡超の階	主要構造部が準耐火、不燃:主たる居室100㎡超の階 その他 :主たる居室50㎡超の階	
避難階段の設置(法第35条、令第122条)	5階以上の階又は地下2階へと通ずる直通階段は避難階段又は特別避難階段とすることを要求 (100㎡以内毎に耐火構造・特定防火設備で区画されている場合、避難階段・特別避難階段の設置を免除)		
排煙設備の設置 (法第35条、令第126条の2)	(適用外)	(延べ面積500㎡超に設置義務) 準耐火構造・防火設備で区画された部分で100㎡以内の場合、排煙設備を免除。	
非常用照明装置の設置 (法第35条、令第126条の4)	(適用外)	居室及び避難経路(廊下、階段等)	
内装制限 (法第35条の2、令第128条の4、令第129条)	(適用外)	児童福祉施設等の用途が200㎡以上等 (耐火・準耐火建築物で100㎡以内毎に準耐火構造の床、壁、防火設備で区画されている部分の居室は対象外)	

※1 自治体により取扱いが異なる場合があるため、各自治体の担当部署に確認する必要がある。

※2 保育所を2階以上に設ける場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が適用されるため次ページ上段を参照

保育所を2階以上に設ける場合の建物の構造、その他の要件

〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抜粋)〉

要件		2階	3階	4階以上
建物の構造		耐火建築物 又は、準耐火建築物 主要構造部を準耐火構造としたもの	耐火建築物	耐火建築物
避難施設・設備 (1以上設ける)	常用	・屋内階段 ・屋外階段	・屋内避難階段 又は、特別避難階段 ・屋外階段	・屋内避難階段 又は、特別避難階段 ・屋外避難階段
	避難用	・屋内階段 又は、特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路 又は、これに準ずる設備 ・屋外階段	・屋内避難階段 又は、特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 又は、これに準ずる設備 ・屋外階段	・屋内避難階段
防火区画		なし	調理室以外の部分と調理室は耐火構造の床もしくは壁又は特定防火設備で区画する	
内装制限		なし	保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは不燃材料とする	

学校施設に独立した用途部分(児童福祉施設等※1)が混在する場合の消防法令上の取扱い

〈消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて(抜粋)〉

条件	単体用途	複合用途	
a 学校部分の面積割合	児童福祉施設等を含めた建物全体の延べ面積の90%以上 (廊下、階段等の共用部は按分)	児童福祉施設等を含めた建物全体の延べ面積の90%以上 (廊下、階段等の共用部は按分)	児童福祉施設等を含めた建物全体の延べ面積の90%未満 (廊下、階段等の共用部は按分)
b 児童福祉施設等部分の面積 〔児童福祉施設等の面積割合〕	面積の合計が300㎡未満 〔建物全体の延べ面積の10%以下〕 〔廊下、階段等の共用部は按分〕	面積の合計が300㎡以上 〔建物全体の延べ面積の10%以下〕 〔廊下、階段等の共用部は按分〕	児童福祉施設等部分の床面積に関係なく該当
防火対象物の取扱い (aかつbで判定)	建物全体を学校(7項)として取り扱う(※2)	学校・児童福祉施設等を含めた建物全体を複合用途防火対象物(16項イ)として取り扱う(※3) 例えば、 ・学校の既存部分全てに誘導灯の設置が必要となる。 ・既存部分に非常警報設備、自動火災報知器などが無い場合には、既存の建物の収容人員や既存部分の面積によっては、これらの設備が新たに必要となることがある 等	

※1 児童福祉施設等…保育所及び老人デイサービスセンターは消防法上同じ取扱いとなる。

※2 1棟の建物であっても開口部のない耐火構造の床又は壁で区画(令8区画)されている場合、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物として取り扱われる。

※3 自治体により取扱いが異なる場合があるため管轄の消防機関に確認する必要がある。

建築基準法及び消防法令上の取扱いについて

複合化する施設の用途や自治体によって取扱いが異なる場合があるので、各自治体の担当部署に確認する必要がある。

(案)

学校施設と他の公共施設との複合化に活用できる国庫補助等

参考2

公立学校施設の大規模改造(余裕教室)事業

地域住民にとって最も身近な地域コミュニティの拠点となる学校施設について、少子化に伴い生じている余裕教室を子育て支援施設や高齢者福祉施設に転用するために必要となる解体撤去工事及び必要最低限の改修工事に係る経費の一部について補助する。

補助事業の概要

対象校	交付金の算定割合	整備内容
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程	1/3 ※	<p>○公立小中学校の余裕教室を、放課後児童クラブ、保育所、児童館、子育て支援センター等の子育て支援施設やデイサービスセンター等の高齢者福祉施設に転用するために必要となる解体撤去工事。</p> <p>○転用に当たって必要となる、既存施設の撤去工事及び必要最小限の改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関を設置するため、教室外側の窓部分の撤去 ・黒板や教壇等の不要な作り付け物品の撤去 ・カーペット敷きとするため、木製の床材の撤去 ・普通教室として使用している教室を転用するため、別の場所に普通教室を作り直す場合に他の余裕教室を普通教室へ改修する工事

※ (財政力指数1.00超の地方公共団体……2/7)

対象工事費 下限額 200万円

上限額 2億円 (過去において児童生徒が急増した市町村にあっては3億円)

公立学校施設の地域・学校連携施設整備事業

学校と地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、また、地域の人々の交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図る。

補助事業の概要

- ・対象校: 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校
- ・交付金の算定割合: 1/3
- ・整備内容: 学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設や福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設の整備
- ・対象施設
 - ア 文教施設(社会教育施設、社会体育施設、文化施設・文化財保護施設)
 - イ 福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設等、身体障害者更生援護施設等)
 - ウ その他、学校施設と複合化することが適当と認められる施設

対象経費	国庫補助基準面積	単価	備考
他の文教施設や福祉施設等との複合化を図ることに伴い必要となる施設(多目的ホール、展示ホール、等の交流スペース、通路スペース、備蓄倉庫等)の整備及び各室等の空調設備を整備するのに必要な経費	学校施設と複合化対象施設との共用スペース(多目的ホール、展示ホール等の交流スペース、通路スペース、備蓄倉庫等)の面積に0.5を乗じて得た面積を国庫補助対象面積とする(ただし、当該校の校舎又は屋内運動場の必要面積7%を限度とする。)	各学校種の校舎又は屋内運動場の単価	学校施設の <u>新增改築と同時整備の場合に限る。</u>

(参考) 補助対象となる箇所



(案)

公立学校施設の財産処分の手続

原則

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用等する場合は、文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要。
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

◎文部科学省では、国庫補助金相当額の国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援

<国庫補助事業完了後 10年以上経過し、次のいずれかに該当>

- ・無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取り壊し）（相手先は問わない）
- ・国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手を問わず、有償貸与・有償譲渡

<国庫補助事業完了後 10年未経過で、次のいずれかに該当>

- ・耐震補強事業等を実施した建物等の無償による財産処分
- ・大規模改造事業等で、国庫補助事業完了後 10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
- ・特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡
- ・特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分
（当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）
- ・市町村合併に伴い、学校統合等をした建物等の無償による財産処分
- ・学校統廃合後に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与

(案)

学校施設との複合化が考えられる公共施設に関する主な補助制度等

学校施設と複合化が考えられる施設に関する主な補助制度等

平成27年度(平成27年9月現在)

対象となる公共施設等	事業名	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	(独)日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 地域スポーツ支援係 TEL:03-5410-9129
埋蔵文化財の公開・活用及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金)	文化庁	文化財部記念物課管理係 TEL:03-5253-4111 (内線2876)
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課 (児童福祉) TEL:03-5253-1111 (内線7824)
私立保育所等	保育所等整備交付金		雇用均等・児童家庭局保育課 TEL:03-5253-1111 (内線7927)
私立保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等	保育対策総合支援事業費補助金		老健局高齢者支援課 TEL:03-5253-1111 (内線3928)
老人福祉施設等	医療介護提供体制改革推進交付金 (地域医療介護総合確保基金)		社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	内閣府	内閣府子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当) 事業3係 TEL:03-5253-2111 (内線38349)
放課後児童クラブ	子ども・子育て支援整備交付金	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6127)
交流施設等の公共施設	森林・林業再生基盤づくり交付金 (木造公共建築物等の整備)	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8111 (内線32763)
都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)		国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29543)
既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業等に必要施設整備 (「小さな拠点」の形成に資するもの)	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業		

(案)

公共施設最適化事業債等について

公共施設最適化事業債等の創設

背景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、平成27年度から新たな地方債措置を創設。

事業概要

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債(公共施設最適化事業債)を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象とする。

公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

【期間】平成27年度からの3年間

【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%

【平成27年度地方債計画計上額】410億円

- ※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
- ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

地域活性化事業債(転用事業)

【期間】平成27年度からの3年間

【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

【平成27年度地方債計画計上額】90億円

- ※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

【参考】その他の地方財政措置

平成26年度から講じていた計画策定費に係る特別交付税措置及び計画に基づく公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、平成27年度以降も引き続き講じる。

特別交付税措置(計画策定費)

【期間】平成26年度からの3年間

【措置率】交付税措置率：50%

除却事業に係る地方債

【期間】平成26年度以降当分の間

【充当率】地方債充当率：75%(資金手当)

【平成27年度地方債計画計上額】340億円

平成27年5月19日 経済財政諮問会議 総務省資料より

公共施設最適化事業等の概要

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	<p>公民館A (延床面積: 200) 公民館B (延床面積: 200)</p>	<p>廃止 集約化後施設 (延床面積: 350)</p>	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	<p>保育所 (延床面積: 200) 高齢者施設 (延床面積: 200)</p>	<p>廃止 複合施設 (延床面積: 350)</p>	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業	<p>学校</p>	<p>高齢者施設</p>	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

総務省ホームページより

学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について（概要）

～ 学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して ～

教育基本法に基づく教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)では、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することや、学校施設の複合化や余裕教室の活用を促進することとしている。これを踏まえ、文部科学省が設置する「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」において、学校施設の複合化の在り方として、その基本的な考え方と計画・設計上及び管理・運営上の留意事項について検討をし、報告書として平成27年〇月に取りまとめました。

第1章 学校施設の複合化に関する現状と課題

1. 公共施設マネジメントが求められる社会的背景

- ・公共施設の老朽化による更新需要の高まり
- ・人口構成や社会構造の変化による公共施設の利用需要変化
- ・厳しい財政状況の中で求められる財政負担の軽減・平準化

→ 今後、公共施設マネジメントの導入が進む

- ・公共施設（棟数）の約4割を占める学校施設
- 学校施設のマネジメントが、公共施設全体の効果的・効率的な整備へとつながることが期待される

2. 学校施設の現状と複合化の需要の高まり

- ・耐震対策等の状況
公立小中学校の構造体の耐震化95.6%（概ね完了の目途）
- ・老朽化の状況
築25年以上の改修が必要な公立小中学校施設が約7割
- ・厳しい財政状況下における対応
改築よりも、安価で廃棄物等も少ない長寿命化改修の導入
民間活力の活用や財源確保の取組
- ・余裕教室等の活用
地域の実情やニーズに応じ、様々な用途に活用
- ・学校施設と他の公共施設等との複合化の需要の拡大

→ 学校施設の複合化の検討機会の増加が予想される

3. 学校施設の複合化の実施状況調査

- ・アンケートによる全国調査：公立小中学校施設の複合化事例は、全国で10,567校、全体の37%を占め、現在も増加傾向にある。
(平成26年5月1日時点) 既存学校施設を活用して整備した、放課後児童クラブや地域防災用備蓄倉庫との複合化事例が多い。

- ・現地調査：全国15校の複合化事例について現地視察を実施し、施設上の特徴や複合化の効果・課題等について分析。

施設区分	文教施設					社会福祉施設					文教施設・社会福祉施設以外の施設					計			
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設		障害者支援施設等	その他の社会福祉施設	病院・診療所	行政機関	給食共同調理場		地域防災用備蓄倉庫	民間施設	その他
施設種別	図書館	公民館等	博物館等	プール	体育館等	放課後児童クラブ	保育所	児童館等	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等									
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11	3	32	99	4,036	5	16	11,553
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3	2	17	54	1,517	1	16	1,841
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14	5	49	153	5,553	6	32	13,394

学校施設と複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

4. 学校施設の複合化の特徴と取組事例

(複合化の効果的な取組事例)

①施設機能の共有化による学校施設の高機能化・多機能化



志木市立志木小学校
学校内の図書コーナーのほか、資料の豊富な公共図書館を授業等でも利用。

②児童生徒と施設利用者との交流



宇治市立小倉小学校
授業の一環として、老人デイサービスセンターの高齢者との交流を実施。

③地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成



南砺市立利賀小中学校
地域住民の生涯学習の拠点としての役割も担う公民館ホールとの複合化

④専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営の支援



かほく市立宇ノ気中学校
社会体育施設の指定管理者が、中学校の体育の授業や部活動を支援。

⑤効果的・効率的な施設整備・敷地の有効活用



京都市立京都御池中学校
保育所や高齢者福祉施設、商業店舗等との複合施設としてPFI事業により整備。

・既存の学校施設の活用



世田谷区立砧南中学校
周辺地域の待機児童の増加に伴い、余裕教室等を改修し保育所を整備。

(複合化の課題)

① 地方公共団体内の部局間の連携、教職員や地域との合意形成

- ・地方公共団体内の複数の部局が連携し、域内の公共施設の整備計画や各施設の計画、管理運営方法等の検討が必要。
- ・整備計画の早い段階から、地域住民と共に意見を出しあい合意形成を図るプロセスの構築が重要。

② 施設設計上の工夫

・安全性の確保

不特定多数が施設を利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、ハード・ソフト両面の対応策の検討が必要。

・他の公共施設等への支障の緩和

児童生徒と施設利用者との動線交錯や互いの音などにより、学校活動や他の施設の活動が互いに支障を及ぼさないように配慮が必要。

・施設の管理区分や会計区分の検討

各施設間の相互利用・共同利用に応じた専用部分や共同利用部分の管理区分や、光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討が必要。



地域住民等との意見交換
(さいたま市)

第2章 学校施設の複合化の在り方

学校設置者は、学校施設の複合化に当たり、地方公共団体の公共施設関係部局と連携し、教職員や児童生徒、保護者、地域住民などの関係者の意見を取り入れつつ、地域の実情や以下のことを踏まえ実施することが重要である。

1. 基本的な考え方

(1) 学習環境の高機能化・多機能化

⇒ 他の施設が所有する機能を学校教育にも活用できる高機能で多機能な施設計画とすることが重要。

(2) 児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流

⇒ 多様な世代との交流や、互いの活動の様子を感じられる施設計画とすることが重要。

(3) 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化

⇒ 地域の生涯学習やコミュニティ形成の拠点として、多様な人々が安全に利用できることが重要。

(4) 学校教育等を支える専門性のある人材の活用

⇒ 専門性のある人材の学校教育等への取り込みや、民間団体の施設管理等への活用を図ることが重要。

(5) 効果的・効率的な施設整備

⇒ 既存学校施設の活用や、公民連携による整備手法等、効果的・効率的な整備を図ることが重要。

・多様な学習機会の創出 ・地域コミュニティの強化 ・地域の振興・再生

2. 域内の学校施設の計画に関する留意事項

学校設置者は、学校施設の長寿化計画等の策定を通じて、域内の学校施設の老朽化等の状況を把握し、公共施設関係部局と連携を深め、公共施設に係る情報共有を図ることが重要。

3. 個別の学校施設の複合化に関する留意事項

(1) 施設計画・設計上の留意事項	・複合施設の基本的事項の検討 ・適用法令と補助制度の把握 ・合意形成 ・配置計画 ・空間構成 ・居室環境
(2) 施設管理上の留意事項	・各施設の利用条件や施設管理の役割分担等の明確化 ・各施設間の連絡協議のための組織の設置 ・施設利用者の意見の反映 ・各施設の専用部分や共同利用部分の管理区分の明確化 ・施設ごとの会計区分を踏まえた電気・ガスなどの設備系統区分への配慮 ・施設管理業務の外部委託
(3) 安全性の確保のための留意事項	・事故防止 ・防犯機能の確保 ・防災機能の確保 ・総合的な防犯・防災対策の確立

第3章 国による支援策

- ・学校施設整備指針への反映
- ・公共施設関係部局への周知
- ・財産処分手続の簡素化
- ・学校施設の計画・設計プロセス構築の支援
- ・好事例の普及啓発

(案)

参考4

学校施設の在り方に関する調査研究について

平成21年6月19日
大臣官房長決定
平成27年4月1日最終改訂

1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設の在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) (1) の他、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査および研究の状況を把握するため、別紙2に掲げる特別協力者の参画を得る。
- (3) 必要に応じ、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

(案)

(別紙)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議委員名簿

氏名	職名
天 笠 茂	千葉大学教育学部教授
荒 川 早 月	東京都立高島特別支援学校長
岩 井 雄 一	十文字学園女子大学人間生活学部児童教育学科教授
上 野 淳	首都大学東京学長
衛 藤 隆	東京大学名誉教授
工 藤 和 美	東洋大学理工学部教授
小 林 奈都夫	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
○杉 山 武 彦	一般財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所所長
高 際 伊都子	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
丹 野 典 和	川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室長
長 澤 悟	東洋大学名誉教授
中 澤 正 人	日野市立日野第四小学校長
中 埜 良 昭	東京大学生産技術研究所教授
長 山 晃 一	東京都立晴海総合高等学校長
成 田 幸 夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
笛 木 啓 介	大田区立御園中学校長
松 村 和 子	文京学院大学副学長
御手洗 康	公益財団法人修養団理事長
柳 澤 要	千葉大学大学院工学研究科教授
山 重 慎 二	一橋大学大学院経済学研究科教授
山 西 潤 一	富山大学人間発達科学部教授

(以上21名、五十音順、敬称略)

(○：主査)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別協力者名簿

氏名	職名
磯 山 武 司	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
屋 敷 和 佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官

(以上2名、五十音順、敬称略)

学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会について

1 趣旨

第2次教育振興基本計画において、社会全体で子供たちの学びを支援し、学びの場である学校を拠点として地域コミュニティの形成を推進する観点から、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進することとされている。

一方、学校施設を含む公共施設については、今後、人口減少等により利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、全体の状況を把握し、長期的な視点から最適な配置を実現していくことが必要とされている。

これらの状況を踏まえ、当部会では、学校が社会全体で子供たちの学びを支援する場となり、地域の振興・再生にも貢献するコミュニティの拠点としての役割を果たすことができるよう、学校施設と他の公共施設等との複合化について検討を行う。

2 主な検討内容

- (1) 学校施設と他の公共施設等との複合化の在り方について
 - ・複合化の基本的な考え方
 - ・複合化に関する施設整備の留意事項
 - ・複合化に関する支援策
- (2) 学校施設と他の公共施設等との複合化に係る取組事例の収集・分析について
- (3) その他

3 委員・特別協力者

別紙のとおり

(案)

(別紙)

**学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会委員名簿**

氏名	職名
浅井 経子	八洲学園大学生涯学習学部教授
安間 正伸	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課長
○上野 淳	首都大学東京学長
倉斗 綾子	千葉工業大学工学部准教授
斎尾 直子	東京工業大学教育施設環境研究センター准教授
志村 高史	秦野市政策部公共施設再配置推進課課長兼課長代理 兼教育部教育総務課課長代理
志村 秀明	芝浦工業大学工学部建築学科教授
萩本 善三	京都市立西京図書館館長
葉養 正明	文教大学大学院教育学研究科長・教育学部教授
望月 伸一	株式会社ファインコラボレート研究所代表取締役
山崎 敏	立教大学コミュニティ福祉学部兼任講師
山重 慎二	一橋大学大学院経済学研究科教授

(以上12名、五十音順、敬称略)
(○：部会長)

**学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会特別協力者名簿**

氏名	職名
磯山 武司	国立教育政策研究所文教施設研究センター長

(以上1名、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会の審議の経過

【平成 26 年度】

第 1 回(平成 26 年 8 月 20 日)

- ・委員からのプレゼンテーション(望月委員、葉養委員、山崎委員)
- ・現地調査の検討 など

現地調査(15校)(平成 26 年 9 月～10 月)

第 2 回(平成 26 年 11 月 20 日)

- ・現地調査報告
- ・委員からのプレゼンテーション(志村(秀)委員、志村(高)委員) など

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(第 17 回)(平成 26 年 12 月 9 日)

- ・進捗状況報告

第 3 回(平成 27 年 2 月 16 日)

- ・委員からのプレゼンテーション(萩本委員)
- ・有識者からのプレゼンテーション(小野田教授、倉斗助教)
- ・報告書の取りまとめの方向性の検討 など

【平成 27 年度】

第 4 回(平成 27 年 6 月 5 日)

- ・委員からのプレゼンテーション(望月委員)
- ・報告書(骨子案)の検討

第 5 回(平成 27 年 7 月 9 日)

- ・報告書(素案)の検討

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(第 18 回)(平成 27 年 7 月 27 日)

- ・報告書(素案)の検討

第 6 回(平成 27 年 9 月 30 日)

- ・報告書(案)の検討

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議(第 19 回)(平成 27 年〇月〇日)

- ・報告書(案)の検討